

◎新潟県告示第249号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年3月1日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成28年1月26日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
十日町市八箇字三ツ又口辛950番地6～南魚沼市野田字川島25番地3	9.50～11.50	6,700.00